

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
高機動車， 0 3 中 S A M（改善型）	G V - D 1 1 0 0 2 9 E		
	防衛大臣承認	平成 2 9 年 8 月 2 日	
	作 成	平成 2 8 年 1 2 月 9 日	
	変 更	令和 5 年 5 月 9 日	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する高機動車， 0 3 中 S A M（改善型）（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、J I S D 0 1 0 1， J I S D 0 1 0 2， G W - D 0 1 1 0 0 1， G G M - Y 6 4 0 0 0 5 及び G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.2.1

空車状態

車両に燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具，附属品及び予備品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし，タイヤチェーン，燃料携行缶，洋形おの，ショベル及びバチツルハシは，含まない。

1.2.2

最大積載状態

空車状態の車両に，操縦手 1 名（8 0 k g），助手（1 名につき 8 0 k g）及び最大積載質量の荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3

車両

G G M - Y 6 4 0 0 0 5 の構成部品である，シェルタ，電源部及び電波送信部（以下，“シェルタ等”という。）搭載用の車両部として使用し， 0 3 式中距離地对空誘導弾（改善型）（以下，“0 3 中 S A M（改善型）”という。）の契約の相手方に官給する車両をいう。

1.3 種類

種類は，表1による。

表1－種類

番号	種類	注記
1	高機動車， 0 3 中 S A M（改善型） （射撃統制装置 射撃統制部用）	乗車定員 3 名 （操縦手及び助手 2 名）
2	高機動車， 0 3 中 S A M（改善型） （射撃統制装置 通信部用）	乗車定員 2 名 （操縦手及び助手 1 名）
3	高機動車， 0 3 中 S A M（改善型） （幹線無線伝送装置／幹線無線中継装置 中継部用）	乗車定員 3 名 （操縦手及び助手 2 名）

表1－種類（続き）

番号	種類	注記
4	高機動車，03中SAM（改善型） （幹線無線中継装置 電源部用）	乗車定員3名 （操縦手及び助手2名）
5	高機動車，03中SAM（改善型） （射撃用レーダ装置 電波送信部用）	
6	高機動車，03中SAM（改善型） （前方追従用レーダ装置 目標追従部用）	乗車定員2名 （操縦手及び助手1名）
7	高機動車，03中SAM（改善型） （前方追従用レーダ装置 制御部用）	乗車定員3名 （操縦手及び助手2名）
8	高機動車，03中SAM（改善型） （前方追従用レーダ装置 伝送部用）	

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1の種類による。

例 高機動車，03中SAM（改善型）（射撃統制装置 射撃統制部用）

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 0101	自動車の種類に関する用語
JIS D 0102	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
JIS R 3211	自動車用安全ガラス
NDS Z 8011	角形銘板

b) 仕様書

GGM-Y640005	03式中距離地对空誘導弾（改善型）
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C214480	車両無線機
GW-D011001	高機動車
GW-D012101	高機動車（低空レーダ装置用）

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令 昭和45年防衛庁訓令第1号
技術変更提案の処理について（通達） [陸幕装計第72号(10.3.26)]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この車両は、GW-D011001の2.1によるほか、シェルタ等を搭載可能な構造とし、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）及びこの仕様書の要求事項に適合しなければならない。

2.2 構造・形状・寸法・質量

2.2.1 構造

構造は、2.1及びGW-D011001の2.3.1によるほか、次の構造を基本とし、前方追従用レー

ダ装置 目標追従部用は、GW-D012101によるほか、車速検出器を設ける。

なお、細部は、承認図面による。

a) **基本構造** 1.3の種類の種類は、次による。

- 1) 低姿勢化できないボデー構造とし、ほろ及びほろ骨は除く。
- 2) 操縦手席及び助手席の上部に鋼板製の天井を、後部に鋼板製の後壁を設置し、後壁はガラス製の窓付きとする。
なお、ガラスは、JIS R 3211の強化ガラスとする。
- 3) 操縦手席の座席は、ヘッドレスト付前後位置調整式セパレートシート、背当裏部蓋付ポケット付及び背当部可倒式（前）とする。
- 4) 小銃保持具は、後壁に取り付ける。
- 5) 後部座席は除く。
- 6) 後部ドアの安全バンドは除く。
- 7) 暖房器（リヤ部）は除く。
- 8) 機関銃の車載銃架は取り付けない。
- 9) 荷台床面の荷物固縛用フックは除く。
- 10) 冷房器は、取り付けない構造とする。
- 11) 車両電源端子盤を助手席後方に設ける。
- 12) 防水加工したケーブル貫通孔を後壁左側下部に設ける。
- 13) 車体両側面に作業用小扉を設け、内部には絡車固定フックを設ける。
- 14) 後部用自動車番号標取付金具を車体左側下部に設ける。
- 15) フロント及びリヤのサスペンションに、スタビライザを取り付ける。
- 16) 無線機用ターミナルボックスは除く。
- 17) 安全ネットは除く。
- 18) 車体後部の無線機用アンテナブラケットは除く。
- 19) トレーラの牽引に必要なピントルフック、ブレーキ用エアカップリング及び7極電線カップリングは除く。
- 20) 荷台側面上部の偽装網固定用フックは除く。

b) **個別構造** 車両個別の構造は、次による。

- 1) 射撃統制装置 射撃統制部用は、次による。
 - 1.1) 操縦手席と助手席との間に、アームレスト付固定式セパレートシートを取り付ける。
 - 1.2) GS-C214480（TR及びTRR）の架台取付座は除く。
 - 1.3) 後部ステップは取り外す。
 - 1.4) 後部ドアは除く。
 - 1.5) 荷台床面は、車両用のシェルタが取り付け可能な架台をもつ構造とする。
 - 1.6) 荷台側面上部に、シェルタ固定用縛着金具をもつ構造とする。
- 2) 射撃統制装置 通信部用は、次による。
 - 2.1) 無線機用アンテナブラケット（2個）を、車体前部バンパ両端に設ける。
 - 2.2) 後部ステップは取り外す。
 - 2.3) 後部ドアは除く。
 - 2.4) 荷台床面は、車両用のシェルタが取り付け可能な架台をもつ構造とする。
 - 2.5) 荷台側面上部に、シェルタ固定用縛着金具をもつ構造とする。

- 3) 幹線無線伝送装置／幹線無線中継装置 中継部用は、次による。
- 3.1) 操縦手席と助手席の間に、アームレスト付固定式セパレートシートを取り付ける。
 - 3.2) 無線機用アンテナブラケット（1個）を、車体前部バンパ（助手席側）に設ける。
 - 3.3) GS-C214480（TR及びTRR）の架台取付座は除く。
 - 3.4) 後部ドアは除く。
 - 3.5) 荷台床面は、車両用のシェルタが取り付け可能な架台をもつ構造とする。
 - 3.6) 荷台側面上部に、シェルタ固定用縛着金具をもつ構造とする。
- 4) 幹線無線中継装置 電源部用は、次による。
- 4.1) 操縦手席と助手席との間に、アームレスト付固定式セパレートシートを取り付ける。
 - 4.2) GS-C214480（TR及びTRR）の架台取付座は除く。
 - 4.3) 荷台床面は、車両搭載用電源架台が取り付け可能な構造とする。
 - 4.4) 後部ドアのキーシリンダは除く。
- 5) 射撃用レーダ装置 電波送信部用は、次による。
- 5.1) 操縦手席と助手席との間に、アームレスト付固定式セパレートシートを取り付ける。
 - 5.2) GS-C214480（TR及びTRR）の架台取付座は除く。
 - 5.3) 荷台床面は、車両用のシェルタが取り付け可能な架台をもつ構造とする。
 - 5.4) 荷台側面上部に、シェルタ固定用縛着金具をもつ構造とする。
- 6) 前方追従用レーダ装置 制御部用は、3)と同様とする。
- 7) 前方追従用レーダ装置 伝送部用は、3)と同様とする。

2.2.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図1～図6を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.2.3 質量

質量は、表2を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

表2—質量

単位 kg

番号	規定	区分	
		空車状態	最大積載状態
1	射撃統制装置 射撃統制部用	2 7 2 0	4 6 6 0
2	射撃統制装置 通信部用		4 6 8 0
3	幹線無線伝送装置／幹線無線中継装置 中継部用	2 7 5 0	4 6 9 0
4	幹線無線中継装置 電源部用	2 6 8 0	4 6 7 0
5	射撃用レーダ装置 電波送信部用	2 7 4 0	4 6 8 0
6	前方追従用レーダ装置 目標追従部用	2 6 7 0	
7	前方追従用レーダ装置 制御部用	2 7 5 0	4 6 9 0
8	前方追従用レーダ装置 伝送部用		

2.3 外観・性能

2.3.1 外観

外観は、GW-D011001の2.4.1による。

2.3.2 性能

性能は、GW-D011001の2.4.2によるほか、最大安定傾斜角、燃料消費率及び加速能力は、次による。

- a) 最大安定傾斜角は、35°以上（空車状態）とする。
- b) 燃料消費率は、6.5 km/L以上（60 km/h）とする。
- c) 加速能力は、発進加速100 mで12秒以下とする。

2.4 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の2.5による。ただし、荷台床面の滑り止め処理を除く。

なお、細部は、承認図面等による。

2.5 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、操縦室内の見やすい箇所にNDS Z 8011の1種銘板を取り付ける。

なお、細部は、承認図面による。

2.6 標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は、GW-D011001の2.7による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.9によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 納入書類

5.2.1 申請書類

申請書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の5.2.1による。

5.2.2 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、車両1両につき表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
取扱説明書	各1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
納入装備品等の契約不適合に関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

5.2.3 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4の書類を提出する。
- b) 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する場合、事前に提出先に確認する。

- c) 別契約（過年度の契約を含む。）において、表4の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出する。

表4－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	注記
1	取扱説明書	1	陸上自衛隊 補給統制本部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
2	完成品写真 ^{a)}	1組	火器車両部	完成検査合格後	前方、後方及び左右側方とする。
注 ^{a)} カラーキャビネ版4面又は1 600×1 200ピクセル以上のサイズの電子画像データ（JPEGフォーマット）とする。					

5.3 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-D011001の5.3による。ただし、附属品のマッドガードを除く。

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、2.2、2.4及び2.5について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更する場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提出する。

5.6 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、次による。

- 契約の相手方は、契約を履行するに当たり、第三者の知的財産権を害することのないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- 契約の相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約相手方に対してその損害につき賠償を請求してもよい。
- 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属などに関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決する。

5.7 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

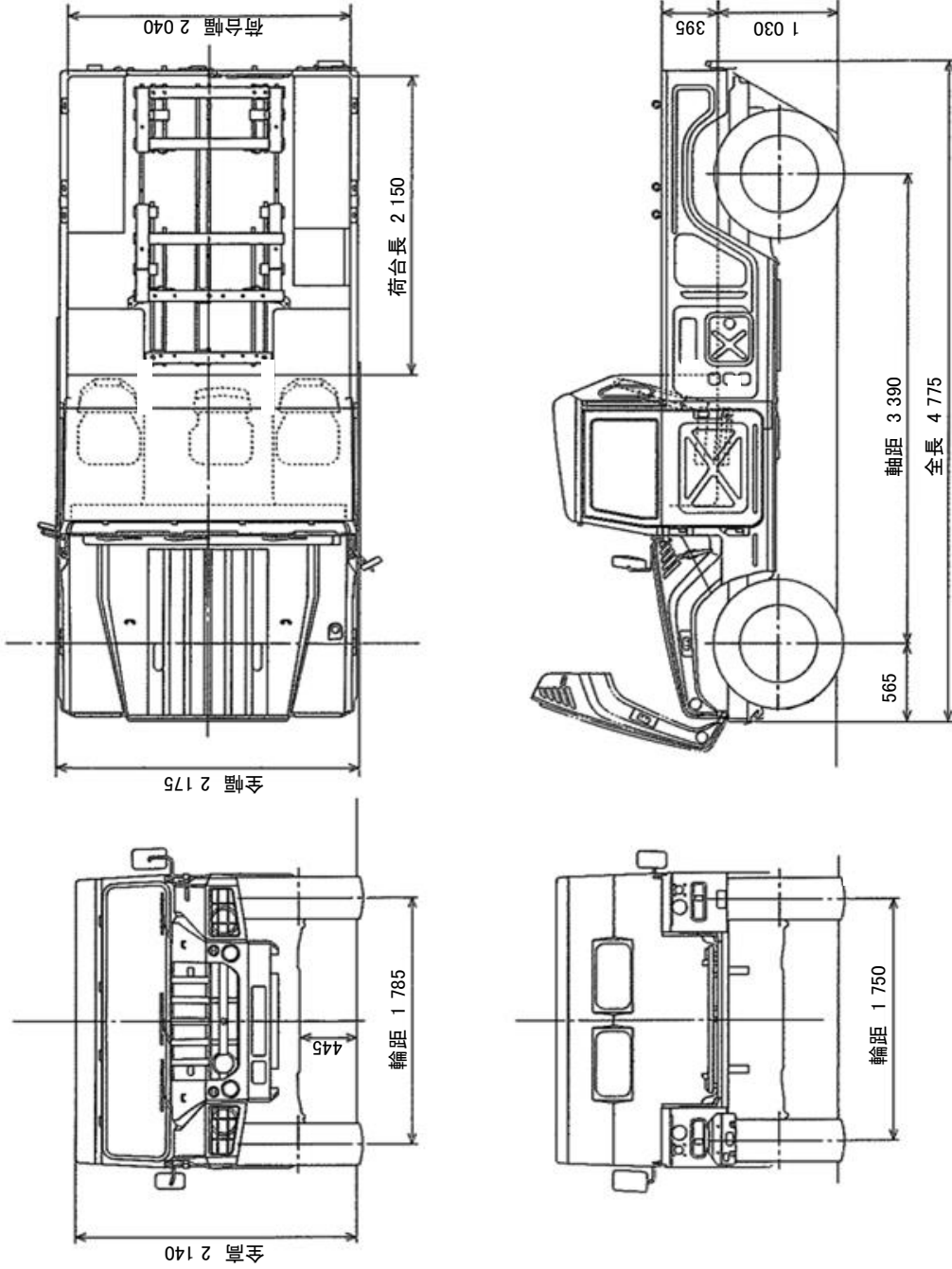
5.8 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって開示しなければならない。

5.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

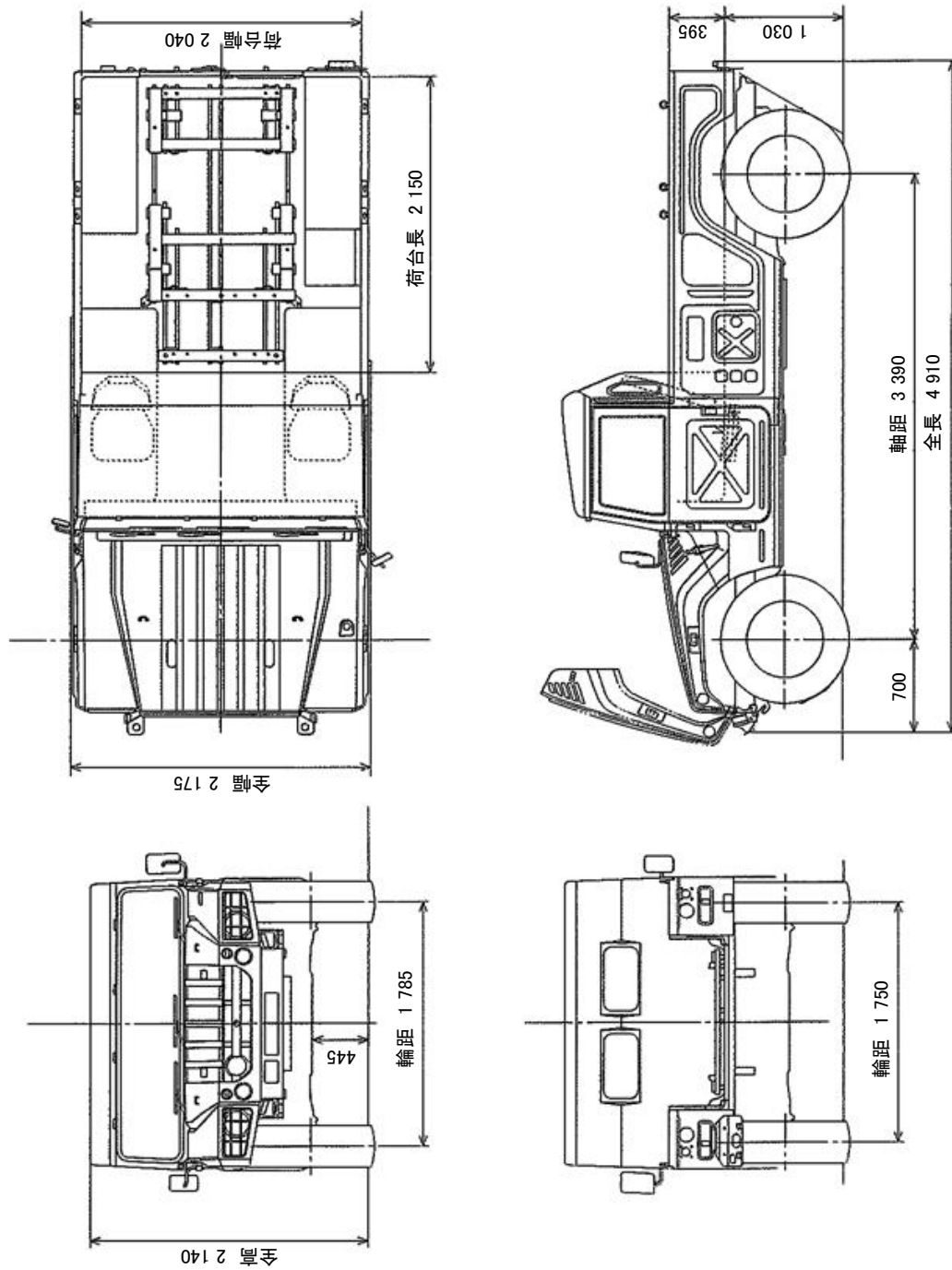
単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図1-射撃統制装置 射撃統制部用

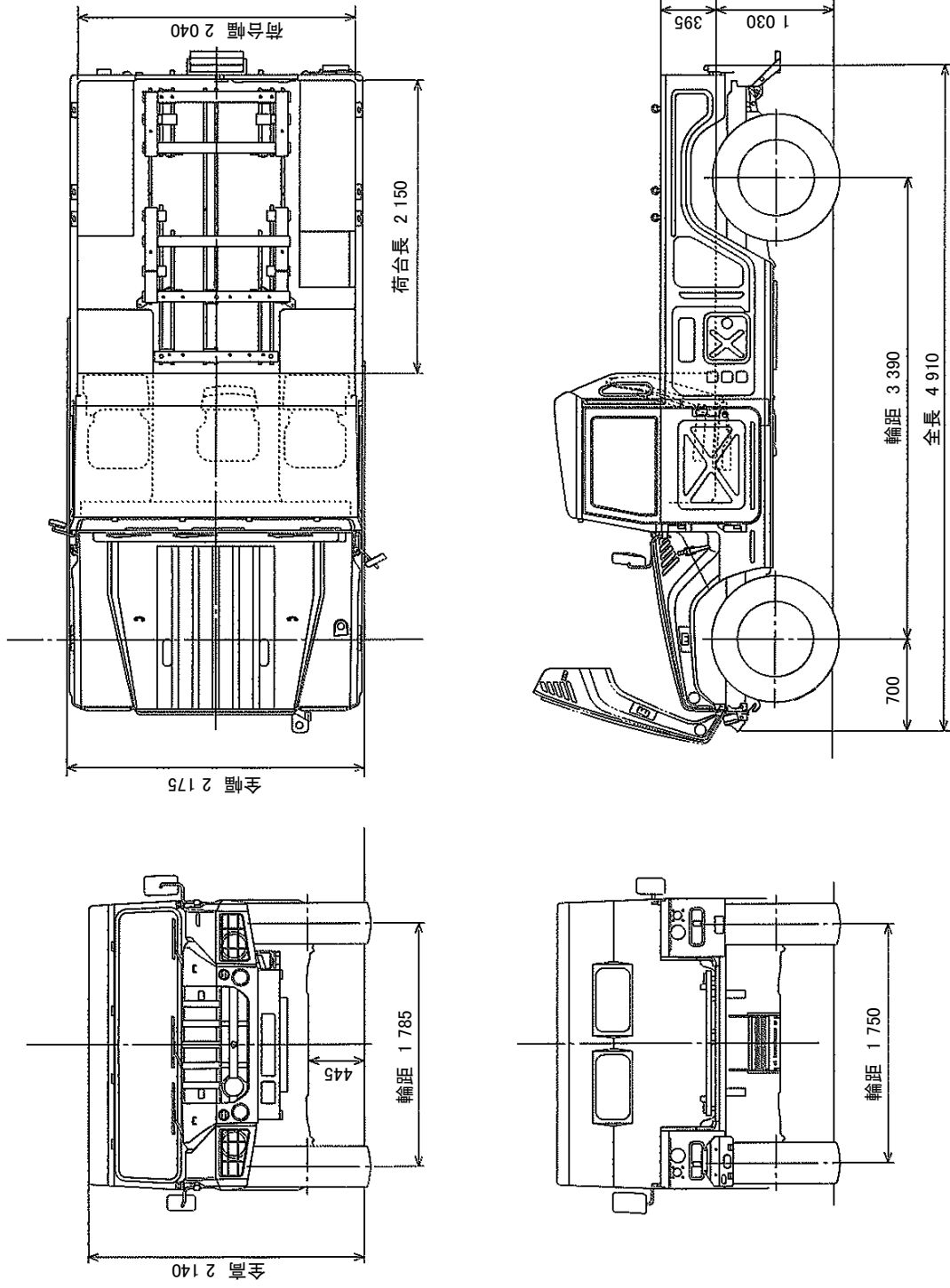
単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図2—射撃統制装置 通信部用

単位 mm

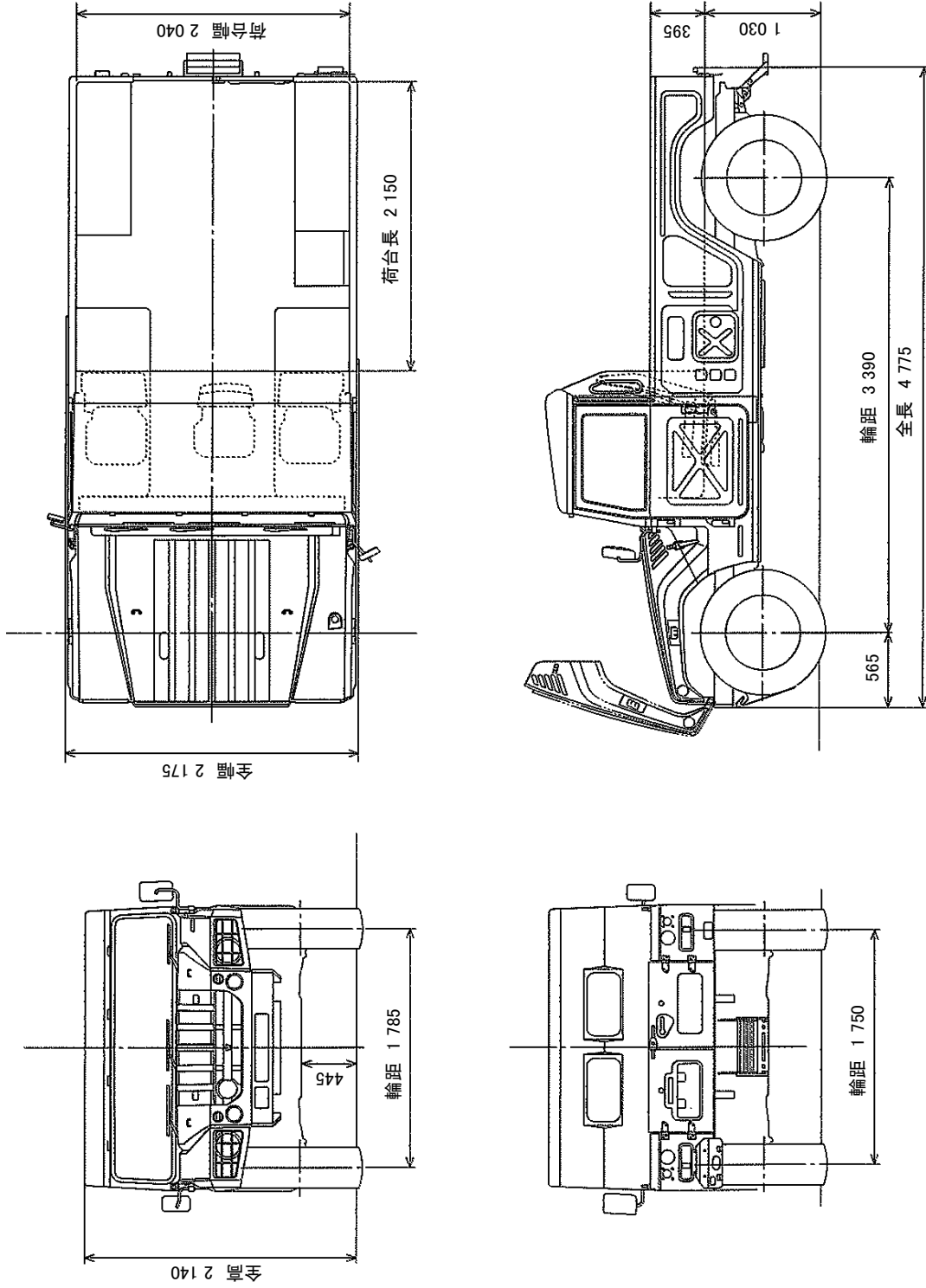


注記1 空車状態の寸法である。

注記2 前方追随用レーダ装置 制御部用及び前方追随用レーダ装置 伝送部用の寸法も同一とする。

図3-1 幹線無線伝送装置／幹線無線中継装置 中継部用

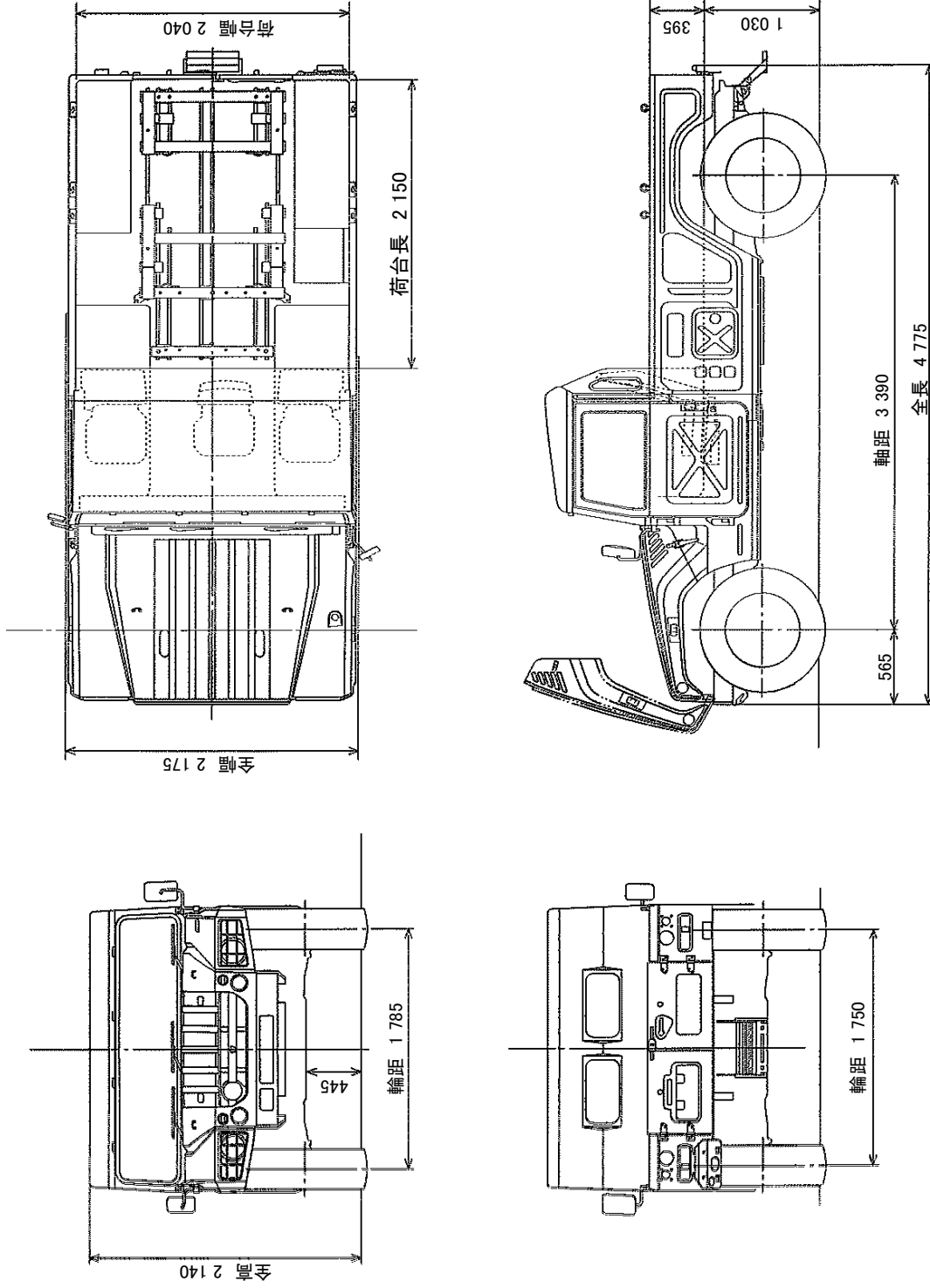
単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図4-1 幹線無線中継装置 電源部用

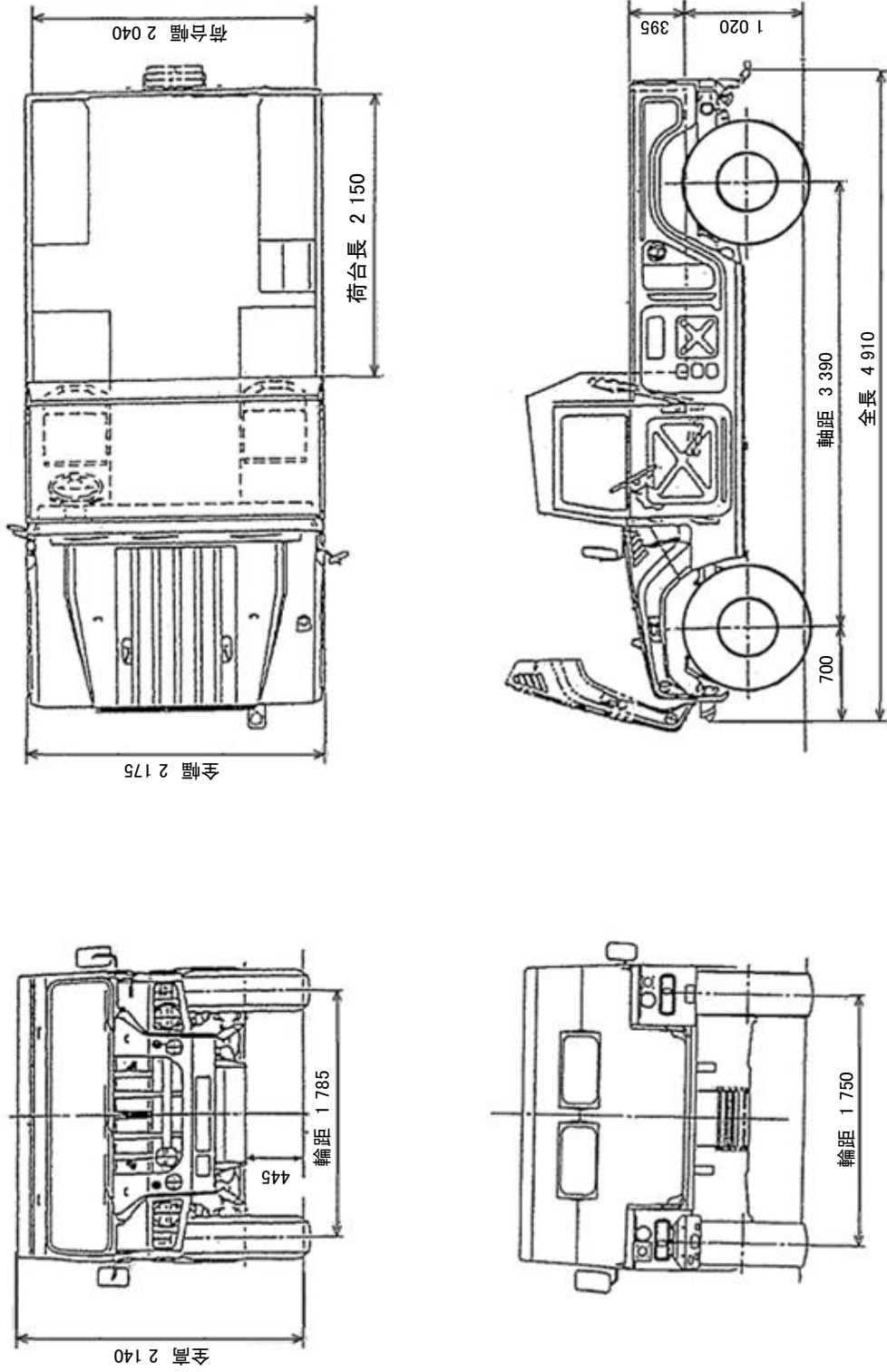
単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図5—射撃用レーダ装置 電波送信部用

単位 mm



注記 空車状態の寸法である。

図6—前方追随用レーダ装置 目標追随部用